

平成 18 年 4 月 11 日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号株式会社フォーサイド・ドット・コム代表 取 締 役 安 嶋 幸 直 (JASDAQ・コード: 2330)

問い合わせ 常務取締役経営管理本部長兼 CFO 川崎雅嗣 T E L 03-5339-5820 (IR 問合せ窓口)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 4 月 28 日開催予定の臨時株主総会に、定款変更を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 臨時株主総会開催予定日 平成 18 年 4 月 28 日 (金)
- 2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
- (1) 当社の営業年度及び決算期は、「毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの一年間とし、毎年 10 月 31 日を決算期」としておりますが、グループ全体のさらなる経営の効率化を目指し、これを「毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの一年間とする」旨変更するとともに、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。)が公布されたことに伴い、利益配当及び中間配当に関する規定を剰余金の配当として整備するため、現行定款第 32 条(営業年度及び決算期)ないし第 35条(配当金等の除斥期間)につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法が公布され、会社法施行規則(平成 18年2月7日法務省令第12号。以下「会社法施行規則」という。)により、定款の定めに従い株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供が認められたことから、規定を新設し、第13条とするものであります。
- (3) 会社法が公布され、定款の定めにより取締役会における書面決議が認められたことに伴い、現行 定款第20条に所要の変更を行うものであります。
- (4) 会社法が公布され、定款の定めにより取締役会決議による取締役等の責任限定が認められたことに伴い、規定を新設し、第33条とするものであります。
- (5) 会社法が公布され、会社法施行規則により、定款の定めにより補欠監査役の予選の有効期間を延 長することが認められたことから、現行定款第24条に所要の変更を行うものであります。
- (6) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、字句等の統一のため所要の変更を行うものであります。

- (7) その他、変更の効力発生日の明確化、事業年度の変更に伴う経過措置等のための附則を設けるものであります。
- 3.変更の内容 別紙記載の通り。

以 上

(下線は変更部分であります。)

	現行定	款		変 勇	更 定	款	案
(自己村	朱式の取得)		(自己村	株式の販	(得)		
	当会社は、取締役会の	決議により、				法第16	5条第2項の
	商法第211条/3第1	項第2号に		規定に	より、取	x締役会	の決議によ
	定める自己株式の買い			って市	場取引等	により	自己の株式
	ことができる。			を取得	<u> する</u> こと	ができ	: る。
(基準)	∃)		(基準日	∃)			
第10条	当会社は、毎決算期5	見在の株主名	第10条	当会社	:は、 <u>毎</u> 年	三12月3	1日現在の株
	簿 (実質株主名簿を含	含む。以下同		主名簿	(実質棋	主名簿	野を含む。 以
	じ。)に記載又は記録	录された株主		下同じ	:。) に記	己載又は	は記録された
	(実質株主を含む。」	以下同じ。)		株主(実質株主	を含む。	,以下同じ。)
	をもって、その <u>決算</u> 其	別に関する定		をもっ	て、その	事業年	<u> 度</u> に関する
	時株主総会において村	権利を行使す		定時棋	主総会に	こおいて	[権利を行使
	べき株主とみなす。				株主とみ		
2	前項のほか、株主、登		2				经 録株式質権
	は端株主として権利を						[利を行使す
	ものを定めるため必要						必要がある
	は、あらかじめ公告し						、告して、臨
	基準日を定めることだ	ができる。			基準日を2	定める	ことができ
				る。			
	株主総会		第3章		会		
	の時期)		(招集の		t- w t- tal		
第11条	当会社の定時株主総会		第11条				は、事業年
	度末日の翌日から3次						月以内に招
	集し、臨時株主総会は						比必要ある場
tte 10 te	合、随時これを招集す	たる。	the a o to		時これを		- る。
第12条	(条文省略)		第12条		(現行どま	- /	ו אב ו
	(新 設)		一			ノイング	'ーネット開
					-,		の招集に際
			<u> </u>				、事業報告、
							<u>、</u> 事業報 <u>古、</u> 直書類に記載
							と係る情報 に係る情報
							ところに従
							川用する方法
							、株主に提
					とみなす		
				2.070	/ /		

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(決議等の要件) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ② 商法第343条第1項の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。	(決議等の要件) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定 款に別段の定めがある場合を除 き、出席した議決権を行使するこ とができる株主の議決権の過半数 をもってする。 ② 会社法第309条第2項の定める決 議は、議決権を行使することがで きる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決
第14条~第17条 (条文省略) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の	権の3分の2以上で行う。 第15条~第18条 (現行どおり) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内
最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (条文省略)	に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の 時までとする。② (現行どおり)第20条 (現行どおり)
第 <u>19</u> 条 (取締役会) 第 <u>20</u> 条 ② (条文省略) ② (条文省略) (新 設)	(取締役会)第21条 (現行どおり)② (現行どおり)③ 取締役会の決議は、決議に加わる ことができる取締役の過半数が出
(新 設)	席し、その過半数をもって行う。 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。
③ (条文省略) 第 <u>21</u> 条~第 <u>22</u> 条 (条文省略) 第 <u>23</u> 条 (条文省略)	⑤ (現行どおり) 第 <u>22</u> 条~第 <u>23</u> 条 (現行どおり) 第 <u>24</u> 条 (現行どおり)

	現	行	定	款		変	更	定	款	案
(補欠盟	監査役の	の選任)			(補欠監	查役	の選任	<u>-</u>)		
第24条		(条文	省略)		第 <u>25</u> 条		(現1	行どお	り)	
2		(条文	省略)		2		(現行	行どお	り)	
3	第15	頁に定め	る補欠	監査役の選任	3	第1	項に知	定める	補欠監	監査役の選任
	の効力	力は、選	任後最	初に到来する		の努	力は、	選任	後4年	三以内に終了
	決算其	朝に関す	る定時	株主総会が開		する	事業	年度の	うち最	と終のものに しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょく しょく しょく しょく しょく かんしょく しょく しゅうしゅう しゅうしゃ しゃりん しゅうしゃ しゅう しゅう しゅう しゅう しゃ しゃり しゃ しゃり しゃり しゃく
	催され	れるまで	<u>での間</u> と	する。		関す	「る定時	時株主	総会開	見始の時まで
						とす	っる。			
4		(条文	省略)		4		(現行	行どお	:り)	
(任期)					(任期)					
第25条				<u>任</u> 後4年内 <u>の</u>	第 <u>26</u> 条	監査	€役の(任期は	、選任	<u>E</u> 後4年内 <u>に</u>
			_	る定時株主総						ち最終のも
	会終網	吉の時ま	でとす	る。					株主総	総会終結の時
_					_	まて	ごとする			
2		(条文			2			行どお	- /	
3		(条文	省略)		3			行どお	:り)	
第 <u>26</u> 条~	~第 <u>31</u> 纟				第 <u>27</u> 条~					
		(条文					(現行。		*	
		(新	設)		第6章				僧責任	<u> </u>
					<u>(役員</u> 等					.
					第33条					6条第1項の
										の決議をも
										項の取締役
										地位にあっ
										Eを法令の限
								(光)	ホック	<u>ことができ</u>
第6章	: <u>⇒</u> ⊥′⇔				第7章	<u>る。</u> 計算				
		び決算期	H)		<u>チー</u> 早 (事業年					
第32条		- 0 131//		、 <u>毎年11月 1</u>	第34条			車柴 在	(由)	<u>毎年1月1</u>
<u> </u>				、 毎年11万 1 までの一年間	<u> </u>					<u>毎年1万1</u>)一年間とす
				を決算期とす		<u>ロル</u>	112)	/101 H	2 (0)	<u>/ TIN</u> C 1
	<u>こし、</u> る。	<u> </u>	5),101 H	<u> </u>		ω,				
_(利益	- 0				_(剰余会	全の西	2当等))		
第33条		配当は、	毎決算	期現在の株主	第35条				、毎年	€12月31日現
				された株主、		_				ては記録され
				算期現在の端						産者及び同日
	株原名	等に記載	又は記	録された端株		現在	Eの端	朱原簿	に記載	大 は記録さ
			<u>しを</u> 行う。			れた	端株	主に対	·して行	ſう。
	_	(新	設)		2	当全	会社は、	中間	配当と	:して、毎年
						6月	30日	を基準	日とす	-る剰余金の
						配当	を行	うこと	ができ	:る。

現行定款	変 更 定 款 案
(新 設)	③ 当会社は、前2項のほか、基準日
	を定めて剰余金の配当をすること
(新 設)	<u>ができる。</u> ④ 当会社は、取締役会の決議をもっ
(利 以)	て会社法第459条第1項各号に掲
	げる剰余金の配当等に関する事項
(45 -71)	を定めることができる。
(新 設)	⑤ 当会社は、法令に別段の定めのある る場合を除き、株主総会の決議に
	る場合を除る、株主総会の伏磯に よっては、前項に掲げる事項を定
	めない。
(中間配当)	(削 除)
第34条 当会社は、取締役会の決議	
り、毎年4月30日の最終の株 簿に記載又は記録された株主	
録質権者及び同日現在の端株	
に記載又は記録された端株主	に中
間配当を行うことができる。	(777) 14 A - RA - (10 PPP)
(配当金等の除斥期間)	(<u>配当金</u> の除斥期間) 支払 第36条 配当財産が金銭である場合は、そ
第 <u>35条 利益配当金及び中間配当金が</u> 開始の日から満3年を経過し	
なお受領されない時は、当会	_
その支払の義務を免れる。	会社はその支払の義務を免れる。
② 未払いの利益配当金及び中間	
<u>金</u> には、利息をつけない。 (新 設)	ない。 附則
(新 設)	<u>門別</u> 第1条 第35条第2項の規定の変更は、平
	成19年1月1日からその効力を生
	じる。なお、本附則は、効力発生
(† r =n.)	日後これを削除する。
(新 設)	第2条 第34条の規定にかかわらず、第7 期事業年度は、平成17年11月1日
	から平成18年12月31日までの1年
	2か月間とする。なお、本附則は
	第7期事業年度終了後これを削除
(☆⊏ ≒π\	<u>する。</u>
(新 設)	第3条 本定款一部変更は、第35条第2項 の規定の変更を除き、会社法(平
	成17年法律第86号) の施行日より
	効力を発生するものとする。なお、
	本附則は、効力発生日後これを削
	<u>除する。</u>

現	行	定	款		変	更	定	款	案	
	(新	設)		第4条	施当変おびのす	5日前 を及び 三前の 本附 中間配 支払又	に支払 中間配 第35条 則は、 当金の	を開始 当金に の定め 上記 を 上記 を は 打	世第86号) 台した利 こついてい りに従う。 リ益配当 こついて、 ご経過し7	<u>益配</u> よ、 な 金及 そ